

<趣旨説明>

日本フェミニスト経済学会 2016 年度大会 共通論題テーマ「新自由主義と NPO」

座長 松川誠一（東京学芸大学）

新自由主義と呼ばれる社会・経済政策の流れは、1980 年代以降、先進諸国の社会生活に多大な影響を与えてきた。それは、実際のところ、デヴィッド・ハーヴェイが言うようにシステムティックで統一性のある理論に基づいたものではなく資本の権力（再）奪取に向けた雑多な政治的プロジェクトの総称にすぎないとしても、戦後のケインズ主義的福祉国家体制を相当程度掘り崩すことに成功してきた。新自由主義的な政権が好んで用いる手法は、公的規制の緩和・撤廃や公共事業体の民営化といった「市場原理の導入」である。人びとは私的／個人的意思決定主体として「選択の自由」を強調され、その結果としての「自己責任」を課されるようになる。

新自由主義は福祉国家が担ってきた社会的サービスの供給を単に商品化／市場化しようとしただけではない。市場化が困難である（すなわち、営利団体が利潤を生み出すことが難しい）領域とみるや、そこでは民営化による政府からの選択的で恣意的な切り離しと受け皿としての非営利団体（NPO）の導入という政策手法に訴えた点にも注目しなければならない。そこでは、サービスの最終受益者と提供者の間には貨幣的関係はないものの、委託する地方自治体と受託組織との間には疑似雇用的な関係が発生している。

日本では、2000 年に開始された公的介護保険制度や 2003 年に導入された指定管理者制度のもとで地方自治体が担ってきた様々な社会サービスの供給事業が民間委託されるようになった。こうした制度のなかで活動している NPO は多い。また、サービス生産を行なうタイプの NPO は、その働き方の特徴から女性が社会参画し活動する場としても位置づけられてきた。戦後近代家族が生み出した「名前のない問題」（フリーダン）に対する回答の 1 つが、NPO であったとさえ言えよう。しかし、新自由主義はそうした環境を準備し女性の「主体化」を促進する一方で、主体化された女性の労働力を民営化された社会サービス生産のために回収・再動員したとすることはできないだろうか。

戦後日本社会で確立された生産労働と再生産労働をめぐるジェンダー分業が、新自由主義的政策によってその境界線を引き直されると、フェミニズムからのその評価はアンビヴァレントなものになろう。第 2 波フェミニズムを生み出したのは、ケインズ主義的福祉国家体制とそれが育み、かつ、それに依拠した戦後近代家族であった。新自由主義には、戦後ジェンダー秩序を揺さぶりジェンダー平等に向かう（ように見える）動きという側面がある。

2016 年度大会の共通論題では、特に NPO という組織・運動体が新自由主義的な政策とどのように向き合ってきているのかという点に注目し、両者が織りなしてきた諸関係を今一度、フェミニスト視角から吟味する機会を提供したいと考える。